御中

・非営利活動団体（NPO）賠償責任特約セット施設所有（管理）者・生産物賠償責任保険
・非営利活動団体（NPO団体）傷害保険特約セット普通傷害保険
・約定履行費用保険
・身元信用保険

平成22年10月１日以降始期契約用

NPO団体の活動をトータルにサポートします！

NPO活動総合保険のご案内

年　月　日

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
このたびは、貴団体の事業運営に関して、ご提案の機会を得られましたことを厚く御礼申し上げます。

　さて、弊社では、ＮＰＯ団体が安心して活動できる環境づくりに応えるため、団体や会員個人がそれぞれ負担する損害賠償責任と活動中の会員の傷害などを包括して補償する『ＮＰＯ（非営利活動団体）活動総合保険』をご用意しております。

　以下のご提案についてご検討いただき、是非ともご採用くださいますようお願い申し上げます。

敬具

NPOをとりまくリスク

NPOをとりまくリスクには、その活動場面によって様々な種類があります。貴団体をとりまくリスクを十分にご認識いただき、それに対応する保険に加入するなど、万一の事故に対する備えが必要です。

NPO（非営利活動団体）活動総合保険の概要

MS&AD あいおいニッセイ同和損保

ＮＰＯ活動総合保険とは…

NPO団体および役職員、会員（正会員、協力会員、登録ボランティア、研修受講生など）の皆様の活動をとりまく危険を総合的にカバーする、ＮＰＯ団体専用の総合補償プランです。

【ご契約者】
- ○特定非営利活動促進法（NPO法）に基づく特定非営利活動法人
- ○不特定多数の方の利益の増進に寄与するために、自由な社会貢献活動※を行うことを主たる目的として設立された団体（法人であるか否かを問いません）
  - ※「保健、医療または福祉の増進を図る活動」「社会教育の推進を図る活動」「まちづくりの推進を図る活動」等引受保険会社が定めた活動内容のいずれかに該当する活動をいいます。
- ○NPO法に定める「特定非営利活動」の趣旨に合致する団体で、他の法律に基づき設立された法人または権利能力なき社団

【被保険者（補償の対象となる方）】
ＮＰＯ団体、ＮＰＯ団体の構成員（理事・役員、社員、職員、会員、協力会員、登録ボランティア、研修受講生など）
（注１）NPO団体傷害保険では、NPO団体自体は被保険者となりません。
（注２）右記オプション契約(a)～(c)は、NPO団体のみが被保険者となります。

本プランの特長

①NPO団体をとりまく様々なリスクに関わる補償がパッケージされています。
②必要に応じ、基本契約に各種のオプション契約を自由にセットすることができます（オプション契約のみのお引受はできません）。

例）NPO賠償責任保険＋①借用自動車危険補償特約＋(b)感染症見舞金補償

③職員、会員の方の記名は不要です。

非営利活動団体（ＮＰＯ団体）総合補償プラン

基本契約

ＮＰＯ賠償責任保険
（非営利活動団体(NPO)賠償責任特約セット施設所有(管理)者・生産物特別約款）
NPO活動中の第三者に対する損害賠償責任をカバーします。

ＮＰＯ団体傷害保険
（非営利活動団体（ＮＰＯ団体）傷害保険特約セット普通傷害保険）
NPOの会員が活動中に被った傷害をカバーします。

上記補償のいずれか一つまたは両方をお選びいただきます。

オプション契約

①借用自動車危険補償特約　（NPO賠償責任保険にセット）
借用自動車（レンタカ-を除く）の使用・管理に起因する対人・対物事故および借用自動車の損壊等の事故によって被る損害に対して、その自動車の自動車保険に上乗せして補償します。

②経済的損害補償特約　（NPO賠償責任保険にセット）
ケアプランの作成遅延などにより給付が遅れたことによる損害賠償責任などを補償します。

(a)自動車保険料等級ダウン補償保険　（約定履行費用保険）
会員が活動中に自動車事故を起こしその自動車保険の等級がダウンした場合、「等級ダウン見舞金」をお支払いします。

(b)感染症見舞金補償保険　（約定履行費用保険）
NPOの職員、会員が活動中に万一感染症にかかった場合、「感染症見舞金」をお支払いします。

(c)身元信用保険
NPOの会員が活動先で職務上の地位を利用して行った横領などにより被ったNPO団体の賠償責任などをカバーします。

オプション契約(a)～(c)の保険は基本契約とセットでご契約ください。

基本契約：NPO賠償責任保険

NPO団体がご契約者となり、NPO団体の活動の遂行にあたり発生した、下記の法律上の損害賠償責任または費用を負担することによって被る損害を総合的に補償する保険です。
＊詳細は8～10ページの「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご参照ください。

非営利活動団体（ＮＰＯ）賠償責任特約（自動的にセットされる特約）		○NPO団体の活動中・活動の結果、または所有、使用もしくは管理する施設に起因する損害賠償事故 ○被保険者である職員・会員等の相互間の身体の障害・財物の損壊に関わる損害賠償責任 （例） ・介護を行っていたところ、誤って手を滑らせ利用者にケガを負わせてしまった。利用者はサービス業務を請け負った団体に治療費の支払を求めてきた（他人にケガをさせた）。 ・ボランティアとして出かけて行った会員が、先方会場で実演中に備品を壊してしまった（他人の所有物の損壊）。 ・ＮＰＯ団体主催のセミナーで配られた弁当が原因で食中毒が発生。受講者が入院することとなり、治療費を請求された（他人に障害を負わせた）。 ・イベント準備で器材を運び入れている際に、居合わせた他の会員の足に落としてケガをさせてしまった（他の会員にケガをさせ た）。
	見舞費用補償	○対人事故が発生した場合、法律上の損害賠償責任を負担することなく引受保険会社の同意を得て慣習として支払った見舞金 （例）野球教室で、引率していた子供がケガをし、管理責任は問われなかったものの、見舞金を払うこととなった（ケガの見舞金）。
	管理財物補償	○他人の財物（レンタル用品も含みます）の損壊、紛失、盗取または詐取に関わる損害賠償責任 （例）ＮＰＯ団体の行事を実施するために借りてきたテントを誤って壊してしまった（レンタル品の損壊）。
人格権侵害補償特約(自動セット)		○利用者に対する不当な身体の拘束や名誉毀損、プライバシーの侵害による損害賠償責任 （例）相談業務を通じて知り得たことをうっかり他言してしまい、プライバシーの侵害で訴えられた（人格権侵害）。
事故対応費用補償特約(自動セット)		○事故発生に起因し、引受保険会社の同意を得て出費した下記の費用 初期対応費用 ：事故現場の保存費用、写真撮影費用、事故現場後片づけ費用、お詫び広告費用等 訴訟対応費用 ：訴訟、仲裁、和解、調停その他訴訟に関する対応費用、文書作成費用、訴訟対応のための使用人の超過勤務の手当 等 （例）会員の不手際により利用者が大ケガをした。急遽スタッフを派遣し事故処理にあたらせることとなったが、出張費等の支出が発生した（事故対応費用）。

基本契約：NPO団体傷害保険

NPO団体の構成員※が、NPO団体活動中あるいは自宅とNPO団体活動場所との間の通常経路往復中に、急激かつ偶然な外来の事故（転倒、交通事故など外的要因による事故）でケガをしたり、後遺障害を負ったり、死亡された場合に補償する保険です。
＊詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」のうち11ページをご参照ください。
※団体の構成員とはNPOを構成する理事、役員、社員、職員、会員、協力会員、登録ボランティア、研修受講生などその団体に所属または登録された方をいいます。ただし、その団体が提供するサービスの利用のみを目的とする会員は含みません。

例えばNPO団体活動中のこんな場合に補償します
・役員が講演先の会場で火災に遭い、避難の途中でヤケドを負った（役員がケガ）。
・野球教室で、参加者を誘導中に足を踏み外して転倒し足を骨折した（会員が活動先でケガ）。
・スタッフを、団体主催のイベント会場へマイカーで搬送中、事故が発生して全員が軽傷を負った（自動車搭乗中の事故）。
・ボランティアが自宅から利用者宅へ向かう途中、自動車事故に遭いケガをした（活動先への移動中の事故）。

○細菌性・ウイルス性食中毒や地震・噴火・津波等の天災により傷害を被った場合なども、特約をセットいただくことによりこの保険で補償できます。

○健康保険、生命保険あるいは加害者からの損害賠償金などとは関係なく保険金をお支払いしますので、団体としての補償制度が充実します。

○入院や通院した場合、1日目から保険金お支払いの対象となります。

○準記名式なので、被保険者名を記名する必要がありません（被保険者（補償の対象となる方）全員の名簿の備付けをお願いします）。

オプション契約について

※別に定める保険料を払い込みいただくことによりセットできます。
※各項目の詳細は、12～13ページの「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご参照ください。

オプション①；借用自動車危険補償特約（ＮＰＯ賠償責任保険にセット）

借用自動車（レンタカーを除きます）の使用・管理に起因する対人・対物事故および借用自動車の損壊等の事故によって被る損害に対してその自動車の自動車保険に上乗せして補償します。

（例）

団体のチャリティバザーに集まった出展品を運ぶため、近所の家から軽トラックを借りてきたが、軽トラックを壊してしまった。

オプション②；経済的損害補償特約（ＮＰＯ賠償責任保険にセット）

ケアプランの作成遅延や介護認定申請代行の失念等により、利用者に対して経済的損害を与えた場合の損害賠償責任を補償します。

（例）

介護保険のケアプラン作成が遅れたことにより保険給付が遅れ、給付されなかった分を損害賠償請求された。

オプション(a)；自動車保険料等級ダウン補償保険（約定履行費用保険）

会員が活動中に自動車事故を起こし、その自動車に付保されている自動車保険の等級がダウンしたことによって継続契約の自動車保険料がアップする分等を補償規定等に基づいて支払う見舞金を補償します。

（例）

団体の活動として、車で子供をイベント会場に送る途中、物損事故に遭って、無事故等級がダウンした。

オプション(b)；感染症見舞金補償保険（約定履行費用保険）

活動中に１類～３類（※）またはHIV・肺結核・疥癬・MRSAなどの感染症に罹患し、入院または通院したことに対し、ＮＰＯ団体がその規定等に基づいて支払う見舞金を補償します。

（例）

会員がホームヘルプに際し、腸チフスに感染して入院した。

※「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める第１～３類感染症
細菌性赤痢、コレラ、腸チフス、パラチフス、O-157など

オプション(c)；身元信用保険

会員が活動遂行先で職務上の地位を利用して行った窃盗・横領等が原因で、ＮＰＯ団体自体が被害者から損害賠償請求された場合などを補償します。

（例）

会員が、利用者から預かった通帳から勝手にお金を引出し、費消してしまった。そのため、ＮＰＯ団体に監督責任としての損害賠償責任が求められた。

ご契約パターン（例）

基本契約（いずれか一つまたは両方を選択）

	補償項目		補償金額（支払限度額）	
NPO賠償責任保険	賠償責任（自己負担額なし）	施設・生産物および対人・対物共通	１事故・保険期間中	２億円
		受託物・借用物（管理財物）	１事故・保険期間中	５０万円(現金等の場合は１０万円)
		人格権侵害	１名（１事故・保険期間中）	５０万円(１００万円)
	事故対応費用		１事故・保険期間中	５００万円
	見舞費用		死　亡	５０万円
			後遺障害	後遺障害の程度に応じて １．５万円～５０万円
			入院日数に応じて２～１０万円／通院日数に応じて１～５万円	

	補償項目	補償金額（保険金額）
NPO団体傷害保険	死亡・後遺障害保険金額	２００万円
	入院保険金日額（入院保険金支払対象期間180日）	1日につき２，０００円
	通院保険金日額	1日につき1，０００円

<NPO団体傷害保険>
※保険金額はご希望に応じて設定できます。
※ご希望に応じ、天災補償特約、食中毒補償特約(B)、熱中症補償特約(被保険者が満23歳未満もしくは学生･生徒のみの団体に限ります。)をセットすることができます。

オプション契約

補償項目			補償金額（保険金額・支払限度額）	
オプション①（NPO賠償責任保険セット用）	借用自動車危険補償特約（自己負担額なし）	対人・対物共通	１事故・保険期間中	２億円
		車両（管理自動車）	１事故	２００万円
オプション②（NPO賠償責任保険セット用）	経済的損害補償特約（自己負担額なし）		１事故（保険期間中）	１００万円（３００万円）
オプション(a)	自動車保険料等級ダウン補償保険		下記以外	５万円
			軽自動車・小型二輪車	３万円
			原動機付自転車	１万円
オプション(b)	感染症見舞金補償保険		死亡（葬祭見舞金）	１００万円
			入・通院日数　３１日以上	７万円
			入・通院日数　８日～３０日	５万円
			入・通院日数 ７日以下	３万円
オプション(c)	身元信用保険		１名(保険期間中)	２００万円（５００万円）

ご契約方法について

①団体として協力会員などの名簿を備付けていただきます。備付けの名簿に記載された方が補償の対象になります。
②NPO賠償責任保険、NPO団体傷害保険、オプション（a）、オプション（b）は、お申し込み時に、暫定保険料（過去１年間の延べ活動時間などにより見込まれる暫定の活動実態により計算）を頂戴し、保険期間（ご契約期間）終了時に、暫定保険料と確定保険料（１年間の活動実態により算出）との差額を精算（確定精算）いたします。確定精算を不要とする契約方式をご選択いただくことも可能です。
③保険期間中途で会員の増減があった場合、その都度名簿を提出していただく必要はありません。
④オプション(a)、オプション(b)をセットする場合は、団体に災害補償に関する規定等を設ける必要があります。
⑤傷害保険の保険料は被保険者の活動内容によって異なります。告知していただいた活動内容が事実と反する場合、補償が受けられなくなる場合があります。

【１】NPO賠償責任保険の補償内容

（1）賠償責任保険普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款、生産物特別約款および非営利活動団体（NPO）賠償責任特約については下記のとおりです。

<table>
<tr><th>保険金をお支払いする主な場合</th><th>お支払いする保険金の額</th></tr>
<tr><td>
【施設所有（管理）者賠償責任保険】
下記の事故により、他人に身体の障害を発生させたこと、または他人の財物を損壊させたことにより、被保険者（注）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
（１）非営利活動（ＮＰＯ）団体（以下「団体」といいます。）が、団体活動のために保険期間中に所有、使用または管理するすべての不動産（以下「施設」といいます。）の構造上の欠陥あるいは管理上の不備に起因する偶然な事故
（２）施設を拠点として、その内外で行われる団体活動に起因する偶然な事故

【生産物賠償責任（ＰＬ）保険】
下記の事故により、他人に身体の障害を発生させたこと、または他人の財物を損壊させたことにより、被保険者（注）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
（１）団体活動の目的として生産、販売または提供した財物（以下「生産物」といいます。）が、他人に引き渡された後に発生した、その生産物の欠陥※等（取扱説明書の説明不備を含みます。）に起因する偶然な事故
（２）団体活動が終了した後（引渡しがある活動の場合は引渡し後）に発生した、その団体活動の欠陥等に起因する偶然な事故
※「欠陥」とは、通常有すべき安全性を欠いていることをいい、生産物または仕事の結果が本来の機能を果たさない、注文と異なる等により、被保険者が負担する修理費、取替費用等は、補償対象となりません。

（注）「被保険者」とは、補償の対象となる方をいい、この保険では次の方です。
①非営利活動（ＮＰＯ）団体
②非営利活動団体の構成員（理事、役員、職員、社員、会員、協力会員、登録ボランティア、研修受講生等）

【他の被保険者との関係】
この保険では被保険者である団体、役職員、会員等相互間の損害賠償責任を補償します。ただし、被害者が団体および理事、役員ならびに職務遂行中の社員、職員である場合を除きます。
</td><td>
１事故につきお支払いする保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される「１名支払限度額」および「１事故支払限度額」が限度となります。

保険金の額 ＝ ①法律上の損害賠償責任の額 ＋ ②損害発生拡大防止費用・求償権保全行使費用 ③緊急措置費用 － 基本契約の自己負担額（免責金額）

上記①②③の保険金のほか、④示談協力費用、⑤争訟費用・示談交渉費用についてもお支払いします。
①法律上の損害賠償責任の額（以下「損害賠償金」といいます。）
次の身体障害事故または財物損壊事故の相手方の損害額に被保険者側の過失割合を乗じた額をいいます。
・身体障害(対人)事故：治療費、慰謝料、逸失利益等
・財物損壊(対物)事故：修理代等
（注）左記【生産物賠償責任（ＰＬ）保険】（１）（２）による事故により保険金をお支払いした場合は、「保険期間中総支払限度額」が減額されます。
②損害発生拡大防止費用・求償権保全行使費用※１
事故発生の後、損害の発生または拡大の防止および他人に対する求償権の保全もしくは行使のために要した必要または有益な費用をお支払いします。
（注）生産物の欠陥を知った後、対人事故が発生する前にその生産物を回収する費用など、原因となる事故の防止費用は対象となりません。
③緊急措置費用※１
応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用、および支出につき引受保険会社の書面による同意を得た費用をお支払いします（結果として、損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いします。）。
④示談協力費用※２
被保険者が引受保険会社の求めに応じ、引受保険会社に協力するために直接要した費用をお支払いします。
⑤争訟費用・示談交渉費用※２
被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用または示談交渉に要した費用をお支払いします。
※１　その実費につき、①の額と合算して、自己負担額を超過した額を、1名支払限度額および1事故支払限度額を限度に、お支払いします。
※２　１名支払限度額および１事故支払限度額とは別に、実費をお支払いします。ただし、⑤については、①の額が１名支払限度額および１事故支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。
</td></tr>
</table>

保険金をお支払いできない主な場合（共通）

【共通】
・ご契約者または被保険者の故意によって生じた事故
・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾によって生じた事故
・地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波によって生じた事故
・被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
・業務中の使用人が被った身体の障害に起因する損害賠償責任
・他人との約定により加重された損害賠償責任
・排水または排気（煙を含みます。）に起因する損害賠償責任
・原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害(賠償責任保険追加特約)
・アスベストまたはその代替物質の有害性に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約)
・ＬＰガスの、販売業務の遂行またはその結果によって生じた事故による損害賠償責任(賠償責任保険追加特約)
・汚染物質の排出流出、溢出または漏出に起因する損害賠償責任(汚染物質の排出、流出、溢出または漏出が急激かつ偶然なものである場合を除きます。）（賠償責任保険追加特約)

【施設所有（管理）者賠償責任保険】
・給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による財物の損壊に起因する損害賠償責任
・施設の屋根、扉、窓、通風孔等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
・施設の修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
・航空機、エレベーター、エスカレーター、自動車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
・施設外における船もしくは車両(船または車両の原動力が専ら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
・被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
・仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しとします。)または放棄の後の仕事の結果に起因する損害賠償責任(被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。)
・弁護士、司法書士、行政書士、弁理士、公認会計士、社会保険労務士、建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士等の職業人がその資格に基づいて行う行為に起因する損害賠償責任
・石油、重油等の石油物質が保険証券記載の施設から海、河川、湖沼、運河へ流出したことに起因する損害賠償責任（ただし、対人事故は除きます。）
・被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の仕事に起因する損害賠償責任
①人または動物に対する診察、治療、看護、疾病の予防または死体の検案（医療用の器具、器械または装置を使用した場合を含みます。）
②医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示
③あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等の施術

など

【生産物賠償責任（ＰＬ）保険】
・生産物または仕事の目的物の損壊自体に基づく損害賠償責任
・故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または仕事の結果に基づく損害賠償責任
・仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任
・海外で発生した事故による損害賠償責任
・被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の仕事に起因する損害賠償責任
①人または動物に対する診察、治療、看護または疾病の予防もしくは死体の検案
②医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示
③あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等
・弁護士、司法書士、行政書士、弁理士、公認会計士、社会保険労務士、建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士等の職業人がその資格に基づいて行う行為に起因する損害賠償責任
・保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により、保険期間開始後に発生した事故に起因する損害
・生産物が成分、原材料または部品等として使用されている財物の損壊に起因する損害賠償責任
・生産物または仕事の目的物により製造、生産または加工された財物の損壊に起因する損害賠償責任
・生産物または仕事の目的物を制御装置として使用している財物から製造、生産または加工されたその他の財物に起因する損害賠償責任
・身体の障害を被った被害者の労働能力の喪失または減少によって、被害者の属する企業、法人、国または地方公共団体その他の団体が被った損失について被保険者が負担する損害(間接被害者補償対象外特約)
・生産物または仕事の目的物の回収、検査、修理、交換その他適切な措置に関して被保険者が被る損害(回収費用補償対象外特約)

など

（2）自動的にセットされる非営利活動団体（NPO）賠償責任特約において、お支払いする保険金の額に定めがある条項の概要は以下のとおりです。

<table>
<tr><th>補償条項名</th><th>保険金をお支払いする場合</th><th>お支払いする保険金の額</th></tr>
<tr><td>見舞費用補償条項</td><td>基本契約においてお支払いの対象となる事故に起因して、他人の身体の障害を生じさせた場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することなく、慣習として支払う見舞金（引受保険会社の同意を得たものに限るものとし、弔慰金を含みます。）をお支払いします。
※この保険金は、法律上の損害賠償責任が発生しなくてもお支払いしますが、法律上の損害賠償責任を負担して基本契約の保険金が支払われる場合には、この特約の保険金は基本契約の保険金に充当します。</td><td>1事故につき被害者1名あたり下表の金額が限度となります。
<table>
<tr><th colspan="3">項　目</th><th>支払限度額</th></tr>
<tr><td colspan="3">(a) 死亡した場合</td><td>50万円</td></tr>
<tr><td colspan="3">(b) 後遺障害が生じた場合</td><td>50万円に後遺障害割合を乗じた額</td></tr>
<tr><td rowspan="8">(c)
入院・
治療の場合</td><td rowspan="4">病院または診療所に入院した期間</td><td>31日以上</td><td>10万円</td></tr>
<tr><td>15日以上～30日以内</td><td>5万円</td></tr>
<tr><td>8日以上～14日以内</td><td>3万円</td></tr>
<tr><td>7日以内</td><td>2万円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">治療した期間（入院した期間を除きます。）</td><td>31日以上</td><td>5万円</td></tr>
<tr><td>15日以上～30日以内</td><td>3万円</td></tr>
<tr><td>8日以上～14日以内</td><td>2万円</td></tr>
<tr><td>7日以内</td><td>1万円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td rowspan="3">管理財物補償条項</td><td>被保険者が団体活動のために使用または管理する他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取されたことにより、管理財物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</td><td>1事故および保険期間中50万円が限度となります。
（注1）現金・小切手は1事故および保険期間中10万円が限度となります。
（注2）被害管理財物の時価（同等のものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて算出した金額をいいます。）を限度とします。</td></tr>
<tr><th colspan="2">保険金をお支払いできない主な場合（共通以外）</th></tr>
<tr><td colspan="2">【次の事由に起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害】
・ご契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行ったまたは加担した盗取
・被保険者が私用し、または被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私用する物の事故
・自然発火または自然爆発した管理財物自体の損壊
・自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等の損壊
・管理財物が委託者に引き渡された後に発見された管理財物の事故</td></tr>
</table>

（3）非営利活動団体（NPO）賠償責任特約に自動的にセットされる特約は以下のとおりです。

<table>
<tr><th>特約名</th><th colspan="2">特約の主な内容</th></tr>
<tr><td>事故対応費用補償特約
（ＮＰＯ用）</td><td colspan="2">【保険金をお支払いする場合】
事故発生に起因し、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した下記の費用をお支払いします。
①初期対応費用：事故現場の保存費用、写真撮影費用、事故現場後片付け費用、お詫び広告費用
②訴訟対応費用：訴訟、仲裁、和解、調停、その他訴訟に関する対応費用、文書作成費用、コピー費用もしくは事故再現実験費用または訴訟対応のために必要となった被保険者の使用人の超過勤務手当
1事故および保険期間中500万円が限度となります。
（注）結果として、法律上の損害賠償責任が発生しないことが判明した場合でもお支払いします。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">人格権侵害補償特約
（ＮＰＯ用）</td><th>保険金をお支払いする場合</th><th>保険金をお支払いできない主な場合（特約固有）</th></tr>
<tr><td>被保険者が団体活動のために保険期間中に所有、使用または管理するすべての不動産、または不動産の用法に伴って遂行する保険期間中の団体活動に起因して、保険期間中に、被保険者もしくは被保険者以外の者が行った次の不当な行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
・不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
・口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害
1名につき50万円、1事故および保険期間中100万円が限度となります。</td><td>【次のいずれかに該当する損害賠償金を負担することによって被る損害】
・被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて、被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する損害賠償責任
・直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
・最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
・事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
・被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任</td></tr>
</table>

【2】NPO団体傷害保険の補償内容

NPO団体の活動従事中に、急激かつ偶然な外来の事故により傷害（以下「ケガ」といいます）を被った場合、次の保険金をお支払いします（自宅から活動場所への通常経路往復途上の事故も含みます）。

<table>
<tr><th>保険金の種類</th><th>保険金をお支払いする場合</th><th>お支払いする保険金の額</th><th>保険金をお支払いできない主な場合</th></tr>
<tr><td>死亡
保険金</td><td>事故によるケガ（*）のため、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</td><td>死亡・後遺障害保険金額の全額
※保険期間中に、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。</td><td rowspan="5">＜死亡保険金から通院保険金まで共通＞
(1)次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。
①ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
イ．酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
④被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産
⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
⑦被保険者に対する刑の執行
⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1
⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波※2
⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染
⑫被保険者が山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等をいいます。）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間の事故
⑬被保険者が乗用具を用いて次のいずれかのことを行っている間の事故
ア．競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習
イ．乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転または操縦
ウ．上記ア．またはイ．のことを行うことを目的とする場所におけるこれらのことに準ずる方法・態様による運転または操縦
ただし、法令による許可を受けて一般の通行を制限し、道路を占有して行うことなく道路上で自動車または原動機付自転車を用いて上記ア．からウ．に掲げるいずれかのことを行っている間については、保険金をお支払いします。
(2)次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。
①むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3
②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒※4
など
※1テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
※2「天災補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。
※3被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
※4「食中毒補償特約(B)」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。</td></tr>
<tr><td>後遺障害
保険金</td><td>事故によるケガ（*）のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者に約款所定の後遺障害が発生した場合</td><td>死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（３％～100％）
※後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</td></tr>
<tr><td>入院
保険金</td><td>事故によるケガ（*）のため、被保険者が平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院（入院に準じた状態を含みます。）された場合</td><td>入院保険金日額 × 入院日数
※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院が対象となります。</td></tr>
<tr><td>手術
保険金</td><td>入院保険金をお支払いする場合において、被保険者がそのケガ（*）の治療のために、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の手術を受けられたとき</td><td>入院保険金日額 × 手術の種類に応じた倍率(10倍、20倍、40倍)
※１事故につき１回の手術に限ります。また、２以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率を乗じます。</td></tr>
<tr><td>通院
保険金</td><td>事故によるケガ（*）のため、被保険者が平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が発生し、かつ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合</td><td>通院保険金日額 × 通院日数
※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、通算して90日の通院が限度となります。
※平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度にケガがなおった時以降の通院は対象となりません。</td></tr>
</table>

※既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
＊「熱中症補償特約」がセットされた場合、ケガには日射または熱射による身体の障害を含みます。

【3】オプションとして任意でセットできる特約（保険）の補償内容

別に定める保険料を払い込みいただくことによりセットできる主な特約（保険）とその概要が下記のとおりです。
詳細につきましては、それぞれの約款および特約をご参照ください。
（1）任意でセットできる特約

特約名	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合（特約固有）
借用自動車危険補償特約（ＮＰＯ用）	【第三者賠償事故】 団体活動中の「借用自動車」※の使用または管理に起因する対人・対物賠償事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。損害額が、その自動車に付保されている自賠責保険等および自動車保険（共済も含みます。）から支払われる保険金を超過する場合には、その超過額に対して１事故および保険期間中２億円を限度にお支払いします。 （注１）被保険者の範囲 被保険者には、借用自動車の所有者も含みます。ただし、所有者自身がその借用自動車を使用または管理中の自動車に起因する第三者賠償事故によって被る損害に対しては、保険金をお支払いできません。 （注２）他の被保険者との関係 被保険者のうち、団体に登録した個人（会員、ボランティア、研修受講生等）相互間の損害賠償責任も補償します。 【借用自動車賠償事故】 「借用自動車」※を団体が所有、使用もしくは管理する施設内に保管されている間や団体活動中に施設外で使用している間に、損壊、紛失、盗取または詐取されたことにより、借用自動車について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。事故の生じた地および時における被害自動車の価額（被害自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価額相当額をいいます。）からその借用自動車に締結されている自動車保険により支払われる保険金の額を差し引いた額を超えないものとし、1事故につき200万円を限度にお支払いします。 ※「借用自動車」については、次の自動車を除きます。 ①運転者本人、その配偶者、運転者の同居の親族または法定代理人が所有する自動車 ②団体が所有する自動車 ③レンタカー ④被保険者、その配偶者、同居の親族または法定代理人が所有する自動車で、専らその団体の団体活動にのみ使用する自動車	【第三者賠償事故】 基本契約に同じです。 【借用自動車賠償事故】 ・ご契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と同居する親族が行い、または加担した盗取もしくは詐取による損害 ・自動車の使用不能（収益減少を含みます。）による損害（ただし、盗取または詐取による場合は除きます。） ・被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が私的な目的で使用している間の自動車の事故による損害 ・自動車が所有者に引き渡された後に発見された自動車の事故による損害 ・被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故による損害 ①法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している間 ②酒に酔った状態で自動車を運転している間 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転者によって運転されている間 など
経済的損害補償特約（ＮＰＯ用）	被保険者が行う団体活動（訪問調査やケアプラン作成等）にあたり、相当な注意を用いなかったことにより第三者に与えた経済的損害について、法律上の損害賠償責任を負担した場合にお支払いします。 １事故100万円、保険期間中300万円が限度となります。	

（2）任意でセットできる保険（契約）

（注）NPO活動総合保険において、約定履行費用保険、身元信用保険の被保険者はNPO団体となります。

<table>
<tr><th>契約（保険）名</th><th>保険金をお支払いする場合</th><th>お支払いする保険金の額</th><th>保険金をお支払いできない主な場合</th></tr>
<tr><td>自動車保険料
等級ダウン補償保険
（約定履行費用保険普通保険約款＋自動車保険料等級ダウン補償保険特約条項
（ＮＰＯ用））</td><td>被保険者の構成員が、非営利活動団体の活動の目的のために自動車※を運転中に事故を起こし、その自動車に付保されている自動車保険契約等から（共済金の支払により継続契約に適用される割増引に影響がある自動車共済契約を含みます。）で保険金が支払われる場合、被保険者である団体の定める補償規定（災害補償に関する規程等）に基づき見舞金を団体がその自動車の自動車保険契約者に対して支払うことにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。
※ここでいう「自動車」とは、被保険者の所有する自動車およびレンタカーを除きます。</td><td>１事故につき、下記の保険金額が限度となります。
（ａ）下記以外の自動車：５万円
（ｂ）軽自動車および小型二輪自動車：３万円
（ｃ）原動機付自転車：１万円</td><td>【次のいずれかに該当する損害】
・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた損害
・被保険者の活動目的に従った活動以外の間の事故によって生じた損害
・被保険者の所有する自動車またはレンタカーの事故によって生じた損害
・約定に基づく金銭等の支払い不履行による損害賠償責任を負担することによって被る損害
など</td></tr>
<tr><td rowspan="2">感染症見舞金補償保険（約定履行費用保険普通保険約款＋感染症見舞金補償保険特約条項
（ＮＰＯ用））</td><td>被保険者の構成員等が非営利活動団体の活動先においてサービスを実施した際に、下記【対象となる感染症】に記載された感染症に罹患したことにより、被保険者である団体の補償規定（感染症見舞金規定等）に基づき見舞金を支払うことにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。</td><td>１名につき、下記の保険金額が限度となります。
（ａ）葬祭費用：100万円
（ｂ）入通院（31日以上）：７万円
（ｃ）入通院（８日以上）：５万円
（ｄ）入通院（７日以下）：３万円
（注）通院日数は、実際に通院（往診を含みます。）した日数をいい、入院期間中に通院した場合は通院日数に含みません。</td><td>【次のいずれかに該当する損害】
・ご契約者、被保険者または保険金を受けとるべき者の故意または重大な過失によって生じた損害
・非営利活動団体の活動に起因しない罹(り)患によって生じた損害
・約定に基づく金銭等の支払い不履行による損害賠償責任を負担することによって被る損害
など</td></tr>
<tr><td colspan="3">【対象となる感染症】
・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める第１～３類感染症
・次に掲げる感染症
後天性免疫不全症候群（ＨＩＶ）、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（ＭＲＳＡ）、疥癬、肺結核、アメーバ赤痢、エキノコックス症、黄熱、オウム病、回帰熱、急性ウイルス性肝炎、Ｑ熱、狂犬病、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、コクシジオイデス症、ジアルジア症、腎症候性出血熱、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風疹症候群、炭疽、ツツガムシ病、デング熱、日本紅斑半熱、日本脳炎、乳児ボツリヌス症、梅毒、破傷風、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、ハンタウイルス肺症候群、Ｂウイルス病、ブルセラ症、発疹チフス、マラリヤ、ライム病、レジオネラ症</td></tr>
<tr><td>身元信用保険
（身元信用保険普通保険約款＋１被保証人支払限度額付無記名式共通契約特別約款）</td><td>被保証人が被保険者のためにその業務を遂行するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して、被保険者またはその他の者に対して不誠実行為※を行ったことにより、被保険者の被った財産上の直接の積極的損害（その他の者が被った財産上の直接の積極的損害に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害を含みます。）に対して、保険金を支払います。
※「不誠実行為」とは、窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為をいいます。</td><td>被保証人１名あたり200万円、保険期間中500万円が限度となります。</td><td>【次のいずれかに該当する損害】
・ご契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動に基づく秩序の混乱または労働争議に乗じた不誠実行為による損害
・地震、噴火、洪水、高潮または台風に基づく秩序の混乱に乗じた不誠実行為による損害
・核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故に基づく秩序の混乱に乗じた不誠実行為による損害
・法令に違反した行為によって被保険者が収得した財産について生じた損害
・既に行われた不誠実行為による損害を消滅または軽減させた不誠実行為（穴うめ行為）による損害
・保険契約の失効日、解除日、解約日または保険期間の末日の翌日から起算して１年を経過した日の翌日以降に発見した不誠実行為による損害
・加害被保証人名が不明の場合に被保険者が被った損害 など</td></tr>
</table>

●約定履行費用保険（自動車保険料等級ダウン補償・感染症見舞金補償）では、その補償内容を定めた「災害補償に関する規定等」が、NPO団体の規約として制定されていることが必要です。

■ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を、この「契約概要のご説明」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
■この書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は、普通保険約款・特約集をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
■ご契約者と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

１ 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、被保険者が団体の管理下においてその団体の目的に従って活動している間における急激かつ偶然な外来の事故によって傷害（「ケガ」といいます。）を被った場合に保険金をお支払いする保険です。詳細は取扱代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(2)被保険者の範囲

非営利活動団体（ＮＰＯ団体）の構成員（役員、職員、会員、協力会員、登録ボランティア、研修受講生など）
※ただし、非営利活動団体（ＮＰＯ団体）が提供するサービス等の利用のみを目的とした方を除きます。

(3)補償の内容等

主な保険金の種類とその支払事由については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。詳細は取扱代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(4)保険期間（ご契約期間）

この保険の保険期間は、１年間でご設定ください。詳細は取扱代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。なお、お客さまの保険期間については、申込書をご確認ください。

(5)引受条件（保険金額等）

保険金額の設定については、すべての被保険者について同一となります。詳細は取扱代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

２．保険料

保険料は保険金額・保険期間等により決まります。詳細は取扱代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。また、お客さまの保険契約の保険料については、申込書をご確認ください。

３．保険料の払込方法等

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払となります。ご契約と同時に暫定保険料を払い込み、保険期間終了後に確定保険料との差額を精算いただく方法（確定精算）となります。

４．満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金、契約者配当金はありません。

５．解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、ご契約の取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時までの確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算します。詳細は取扱代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

●引受保険会社へのお問合わせ・ご相談・苦情がある場合は下記までご連絡ください。
【受付時間：平日AM９：００～PM５：００、土日祝日および年末年始を除きます】
０１２０－７２１１０１
※おかけ間違いにご注意ください。

●事故が発生した場合は、遅滞なくご契約の取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。
【受付時間：３６５日24時間】
０１２０－９８５０２４（あんしん２４受付センター）（携帯・PHS　ＯＫ）
※おかけ間違いにご注意ください。

●あいおいニッセイ同和損保との間で問題を解決できない場合は
あいおいニッセイ同和損保は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
あいおいニッセイ同和損保との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
(社)日本損害保険協会　そんぽADRセンター
〔ナビダイヤル〕 0570－022808
※ 受付時間〔平日AM9:15～PM5:00（土日祝日および年末年始を除きます)〕
※ 通話料はお客さまのご負担となります。
※ 携帯電話からもご利用いただけます。
※ PHS･IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
※ おかけ間違いにご注意ください。
※ 詳細は、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。http://www.sonpo.or.jp/

■ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をここに記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
■[　]内に共通と記載された事項は、NPO団体傷害保険・NPO賠償責任保険・約定履行費用保険・身元信用保険に共通する事項です。[　]内に保険名が記載されている事項は、その保険に固有の事項です。
■この書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。ご契約の際は必ず各々の「重要事項説明書」をご覧ください。ご不明な点につきまして、取扱代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
■ご契約者と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1．クーリングオフ（ご契約のお申し込みの撤回等について）【共通】
この保険は、ご契約のお申し込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申し込みください。

2．告知義務（ご契約時にお申し出いただく事項）【共通】
（1）ご契約者または被保険者になる方には、危険に関する重要事項のうち、引受保険会社が申込書にて告知を求める◆印の項目（告知事項）について、ご契約時に事実を正確にお申し出いただく義務（告知義務）があります。
（2）◆印の項目について、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。（保険種類ごとに、それぞれ①に該当した場合は、そのご契約を解除させていただくことがあります。）ご契約に際して、今一度お確かめください。
（注）普通傷害保険、タフ・ケガの保険、学生・こども総合保険、タフ・ケガの保険（積立タイプ）等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

	NPO団体傷害保険	ＮＰＯ賠償責任保険	約定履行費用保険	身元信用保険
告知事項(申込書・明細書・加入依頼書の◆印の項目)	①同じ被保険者について身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等（注）の有無 ②被保険者（定員）数 ③活動行事	①この賠償責任保険契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無 ②年間延活動時間数、ケアマネージャー人数 ③対象施設の名称・所在地 ④対象施設の業務内容	①この約定履行費用保険と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無 ②年間延活動時間数	①この身元信用保険契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無 ②被保険者の業種区分 ③被保険者の業種名 ④被保証人の範囲 ⑤被保証人の人数

3．死亡保険金受取人について【NPO団体傷害保険】
死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となります。詳細は取扱代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
4．通知義務（ご契約後にご連絡いただく事項）
（1）ＮＰＯ団体傷害保険
①ご契約者または被保険者は下表に記載する通知事項が発生した場合、遅滞なくご契約の取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡いただく義務（通知義務）があります。ご契約者または被保険者の故意や重大な過失により、下表の通知事項について遅滞なくご連絡いただけなかった場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。

通知事項	通知日における被保険者数

②ご契約者が住所または連絡先を変更された場合は、遅滞なくご契約の取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができなくなります。
（2）ＮＰＯ賠償責任保険
①ご契約者または被保険者は下表に記載する通知事項が発生する場合は、あらかじめ取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。あらかじめご連絡がない場合は、保険期間の中途であってもご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

通知事項	①対象施設の用途を変更する場合 ②対象施設が増える場合 ③生産物の種類または仕事内容を変更する場合 ④新しい仕事を開始する場合

②譲渡・売却などにより事業・施設等の名義を変更した場合、ご契約者の住所または連絡先を変更した場合は、遅滞なくご連絡ください。
③その他上記に該当しない場合でも、申込書記載事項に変更が発生した場合は、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
（3）約定履行費用保険
①ご契約者または被保険者は下表に記載する通知事項が発生する場合は、あらかじめ取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。あらかじめご連絡がない場合は、保険期間の中途であってもご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

通知事項	補償内容を定めた「災害補償に関する規程」（名称を問いません）を変更した場合

②譲渡・売却などにより事業・施設等の名義を変更した場合、ご契約者の住所または連絡先を変更した場合は、遅滞なくご連絡ください。
③その他上記に該当しない場合でも、申込書記載事項に変更が発生した場合は、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

（4）身元信用保険

①ご契約者または被保険者は下表に記載する通知事項が発生する場合は、あらかじめ取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。あらかじめご連絡がない場合は、保険期間の中途であってもご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

通知事項	①被保険者の業種区分を変更する場合 ②被保険者の業種名を変更する場合 ③被保証人の範囲を変更する場合 ④被保証人の人数を変更する場合 ⑤被保証人に対し歩合給制度を新たに導入もしくは廃止する場合

②ご契約者の住所または連絡先を変更した場合は、遅滞なくご連絡ください。

③その他上記に該当しない場合でも、申込書記載事項に変更が発生した場合は、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

５．重大事由による解除【共通】

保険金を支払わせることを目的としてケガや損害等を発生させた場合、詐欺を行った場合または複数の保険契約に加入されることで保険金額の合計が著しく高額となる場合などについては、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。

６．無効・取消し、失効について

下記の事がらに該当した場合について、既に払い込みいただいた保険料の取扱いは以下のとおりです。

（1）以下のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込みいただいた保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。

①ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合【共通】

②被保険者の法定相続人以外の方を死亡保険金受取人とする場合に、ご契約者以外の方を被保険者とする保険契約について、その被保険者の同意を得なかった場合【ＮＰＯ団体傷害保険】

（2）ご契約者または被保険者の詐欺または強迫によってご契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。既に払い込みいただいた保険料は返還できません。【共通】

（3）被保険者が死亡された場合は、この保険契約は失効となります。既に払い込みいただいた保険料は普通保険約款・特約集に定める規定により返還します。詳細はご契約者、取扱代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。【ＮＰＯ団体傷害保険】

７．保険責任開始期

（１）ＮＰＯ団体傷害保険、身元信用保険

保険責任は保険期間の初日の午前0時(申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まります。

（２）ＮＰＯ賠償責任保険

保険責任は保険期間の初日の午後４時（申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まります。

（３）約定履行費用保険

保険責任は保険期間の初日の午前0時に始まります。

８．確定精算【ＮＰＯ団体傷害保険、ＮＰＯ賠償責任保険、約定履行費用保険】

このプランは、保険期間中の見込人数等を基に計算した暫定保険料によりご契約いただいた保険契約につきましては、保険期間終了後に、確定保険料との差額をご精算いただく契約方式となっております。

なお、一定の条件に合致した場合には「保険料確定特約」をセットすることにより、確定精算を不要とする契約方式をご選択いただくことも可能です。その場合には、NPO団体傷害保険では、下記の事項をご確認いただき、保険料の確定精算省略に関する同意および申告に関する書類をご提出いただきますようお願いいたします。NPO賠償責任保険では、申込書の「保険料確定特約ご確認欄」に押印をいただきますようお願いいたします。

＜ご注意いただきたい事項＞

①申込書等ご提出いただく書類の中で「保険料算出の基礎欄」には、NPO団体傷害保険は、ご契約時に把握可能な直近会計年度または直近の既往1年間の人数をご申告（記入）ください。NPO賠償責任保険は、ご契約時に把握可能な最近の会計年度の延べ活動時間をご申告（記入）ください。　※ご申告いただいた人数を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

②保険期間中に「保険料確定特約」を削除することはできません。

③保険期間終了時に人数が減少・増加した場合でも、返還保険料のお支払いまたは追加保険料の請求はいたしません。

④お申込み時にご申告いただいた申告書(付属書類を含みます。)記載の人数等の保険料算出の基礎数値は、お申込み時点で把握可能な直近会計年度または直近の既往1年間の数値に相違ないかご確認ください。

⑤保険料算出の基礎数値が、保険期間中に著しく変更となることが明らかであるにもかかわらず、「保険料確定特約」がセットされていた場合には、確定精算が必要となります。

⑥保険契約が保険期間中に失効、解除または解約された場合(中途更改を含みます。)には、引受保険会社の定める方法に従い、返還保険料のお支払いまたは追加保険料を請求いたします。

⑦「保険料算出の基礎に係る根拠資料」の内容については、個別に確認させていただく場合があります。

９．保険金をお支払いできない主な場合【共通】
保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。詳細は普通保険約款（・特別約款）・特約（条項）集をご確認ください。

10．解約と解約返れい金について【共通】
ご契約後、保険契約を解約される場合には、取扱代理店・扱者または引受保険会社までお申し出ください。解約の条件によっては、引受保険会社の定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料などをご請求させていただくことがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合は、お払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約はぜひ継続することをご検討ください。詳細は取扱代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

11．保険会社破綻時の取扱い
（１）NPO団体傷害保険
引受保険会社が経営破綻した場合など業務または財産の状況が変化したときには、保険金のお支払いや解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されたりする場合があります。NPO団体傷害保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金・解約返れい金などは80％まで（経営破綻後3か月以内に発生した保険事故に係る保険金は100％）補償されます。

（２）NPO賠償責任保険、約定履行費用保険、身元信用保険
引受保険会社が経営破綻した場合等、業務または財産の状況が変化したときには、保険金、解約返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。この保険は、ご契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80％まで補償されます。ただし、破綻後３か月以内に発生した保険事故に係る保険金は100％補償されます。また、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

12．万一、事故が発生した場合のご注意

1 事故の発生
（1）事故の発生のご連絡
①ＮＰＯ団体傷害保険
事故が発生した場合には、30日以内に取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
②ＮＰＯ賠償責任保険
事故が発生した場合には、ただちに取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
③約定履行費用保険
事故が発生した場合には、ただちに取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
④身元信用保険
不誠実行為または損害が発生した場合には、その事実を知った時から48時間以内に引受保険会社まで書面でご通知ください。ご通知がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
（2）この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。【NPO賠償責任保険、約定履行費用保険、身元信用保険】
（3）この保険には、ご契約者である団体等、加入依頼者または被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。【NPO賠償責任保険、身元信用保険】

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等【共通】
被保険者または保険金を受け取るべき方は、引受保険会社が求める書類をご提出していただく必要があります。

3 保険金のお支払い時期【共通】
引受保険会社は2保険金の支払請求時に必要となる書類等に掲げる書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

4 保険金請求権の時効【共通】
保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細は取扱代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1 ご契約時にご注意いただきたいこと【共通】

保険料を払い込みいただきますと、所定の特約をセットした場合を除き、引受保険会社所定の保険料領収証がご契約者に発行されますので、お確かめください。また、ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券がご契約者に届かない場合は、引受保険会社までお問合わせください。

取扱代理店・扱者は引受保険会社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理（ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます）などの業務を行っております。したがいまして、取扱代理店・扱者とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接ご契約いただいたものとなります。

2 保険金の代理請求について【NPO団体傷害保険】

被保険者の方に保険金をご請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金をご請求することができる制度（「代理請求制度」といいます。）がございます（被保険者の方に法定代理人がいる場合や第三者に保険金のご請求を委任している場合は、この制度をご利用いただけません。）。

●保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
●引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合　など

【被保険者の代理人となりうる方】

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
② 上記①の方がいない場合や上記①の方に保険金をご請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③ 上記①および②の方がいない場合や上記①および②の方に保険金をご請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者注）または上記②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

被保険者の代理人からの保険金のご請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金のご請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

3 ご契約内容および事故報告内容の確認について【NPO団体傷害保険】

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係るご契約の状況や保険金請求の状況について（社）日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、ご契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

4 被保険者による保険契約の解約請求について【NPO団体傷害保険】

被保険者がご契約者以外の方である場合において、次の①から⑤のいずれかに該当するときは、その被保険者は、ご契約者に対しこの保険契約を解約することを求めることができます。詳細は取扱代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

① この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
② 以下に該当する行為のいずれかがあった場合
・ご契約者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガを発生させ、または発生させようとした場合
・保険金を受け取るべき方が、この保険契約に基づく保険金のご請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
③ 他の保険契約等との重複により、死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
④ ご契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②および③の場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事がらを発生させた場合
⑤ ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事がらにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、この保険契約を解約することができます。その際はご本人を証明していただく資料等をご提出していただきます。
※2 解約する範囲はその被保険者に係る部分に限ります。
※3 解約請求により、その被保険者は保険期間のうち未経過であった期間について被保険者でなくなります。

5 共同保険について【共通】

引受保険会社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合には、各引受保険会社は分担割合に応じて、連帯することなく単独別個に責任を負います。引受保険会社は、幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務または事務を行っております。

お問合わせ先

引受保険会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

住所：
TEL：

取扱代理店・扱者：
住所：
TEL：
担当者：